

近江八幡市投票区再編に関する答申書

近江八幡市投票区再編検討委員会

平成28年4月

1 投票区再編の趣旨

選挙権は、基本的な権利で、選挙は、最も重要な政治参加の機会であるとともに民主主義の根幹をなすものであるといわれています。

その政治参加をさらに進めるには、有権者の皆さんから投票に行きやすい環境を整えることが求められています。

そのため、公職選挙法の改正により期日前投票制度の創設、投票時間の延長等、投票しやすい環境づくりが進められてきましたが、他方、宅地開発等による市街地の様相の変化や、市民の行動範囲とそのパターンも変化し、それらに見合った投票区の再編が必要となってきました。

また、近江八幡市では、合併後も旧市町の体制を引き継いで選挙の管理執行を行っているため、投票区ごとの有権者数や近接する投票所との距離など、有権者数の規模や投票所の配置のバランスが取れていない状況です。さらに、投票時間が長時間にわたることから投票管理者や投票立会人の選任が容易ではなく、定員適正化計画に基づく職員数も減少する中で投票事務従事者の確保も難しくなっているのが現状です。投票所施設については、老朽化が進む施設やバリアフリーに対応できていない施設、狭隘で駐車場の無い施設もあります。また、衆・参同日選に対応できない施設が多数あります。投票所施設の条件により、有権者にとって投票しやすい環境とはいえない状況です。

そこで、近江八幡市投票区再編検討委員会を設置し、投票にかかる環境整備の一環として「身近さ」と「バリアフリー」をキーワードにパブリックコメントも行い、投票区再編を検討して参りました。

2 本市の投票区の現状について

本市では、平成22年3月の合併後も旧市町の体制を引き継いで選挙の管理執行を行っているため、旧近江八幡市で36投票区、旧安土町で9投票区の、合計45の投票区を設けています。投票区ごとの有権者数や近接する投票所との距離など、有権者数の規模や投票所の配置のバランスが取れていない状況です。

有権者数の規模別にみた投票区数については、500人以下が10箇所でも最も多く、続いて501人から1,000人と、1,501人から2,000人がともに9箇所、1,001人から1,500人が7箇所、2,001人から3,000人が5箇所、3,001人から4,000人が4箇所、4,001人以上が1箇所となっております。面積別では、もっとも多いのが1.0から2.0㎢未満が14箇所、続いて1.0㎢未満が10箇所、3.0から4.0㎢未満が9箇所、2.0から3.0㎢未満と、4.0から5.0㎢未満がともに5箇所、5.0から10.0㎢未満が1箇所、10.0㎢以上が1箇所となっております。

また、1投票区当たりの有権者数をみると、市全体の平均が1,460人ありますが、個別にみれば投票区ごとにかなりばらつきがあり、有権者数最多のところは従来の投票区3の市役所を投票所とする区域で4,738人、最も少ないところが、従来の投票区23で佐波江町公民館を投票所とする区域の194人であり、20倍以上の大きな開きとなっております。

市街地等人口の集中する区域や地形等地理的な状況等により、一定の開きはやむを得ませんが、均衡を図る必要があると考えられます。

一方、県内の他市の投票所数を見ても、本市と有権者数が同規模の守山市で39箇所、規模が大きな草津市や彦根市で、いずれも38箇所となっており、本市の投票区数が多いことがわかります。

3 投票区の設置基準

投票区の設置にあたっては、一定下記の基準を設け、検討を重ねてきました。

(1) 1投票区の規模（有権者数）は、2,000人以内を目標とする。

(2) 投票所の選定に際しては、公共施設、公共的施設を優先する。

- ① 小・中学校、コミュニティセンター、公共施設、各種自治会館等の利用を優先する。
- ② 冷暖房設備の整った教室等の利用を推進する。（屋内運動場から空調のある学習室、或いは簡易型空調機の効果が出るスペースへ）
- ③ 投票スペースの適正規模を確保する。
- ④ 可動式、或いは固定式のスロープ等を設置しバリアフリーを推進する。
- ⑤ 投票区の新設再編、また公共的施設等の投票所運営を通じて地域コミュニティとの良好な協力関係を再構築する。

(3) 投票所から選挙人の住所までの道程は徒歩圏内を目標とし、地域コミュニティ、小学校区等、地域のつながりも考慮する。

* 徒歩圏内

- ・ 不動産業界関係 2キロメートル、25分（毎時4.8キロメートル）
- ・ 一般的 1キロメートル、15分（毎時4キロメートル）
- ・ 小学校低学年児の徒歩通学距離

小学校の設置基準 概ね4キロメートル以内（但し3キロメートルを超える場合は自転車通学、低学年はバス通学支援を実施）

(4) 1投票区の設定に際しては、国道等広幅員の道路・鉄道・大規模橋梁等で分断されることのないよう区割りする。

ただし、児童・生徒の通学路、或いは生活道路の整備により、日常的に生活圏として往来されている道路等を除外できるものとする。

しかしながら、市街地等人口の集中する区域や、道路や鉄道、河川等の地理的な状況により、必ずしも全てが設置基準に当てはまるものではなく、投票所施設の広さ、現状の車社会を考慮して駐車場の広さや、投票所施設がバリアフリー対応であること等を考慮し、公共施設を中心に検討してまいりました。

4 投票区の再編（案）について

前述の考え方をもとに、投票区の再編（案）を作成し、パブリックコメント等の意見も踏まえ、一部修正を加え、市域を34の区域に分割して再編を行ったものであります。投票区ごとの有権者数ならびに投票所については、資料1のとおりであります。また、投票区を地図上に表しますと資料2のとおりとなります。

投票区ごとに従来と比較した場合の相違点や留意した事項等については、以下のとおりであります。

従来との相違点等について

- 投票区1については、従来の投票区1、2と投票区8のうち第5区自治会を除いた区域を統合し、大規模となる事から駐車場やバリアフリー対応を考え、新たに近江八幡市民アリーナを投票所とします。
- 投票区2については、従来の投票区3の区域とし、分割も検討しましたが、対応できる公共施設がなく、従来の近江八幡市役所を投票所とします。
- 投票区3については、従来の投票区4のうち第13区自治会の宇津呂町を除いた区域とし、駐車場や投票所としての広さを考え、新たに近江八幡市総合福祉センターを投票所とします。
- 投票区4については、従来の投票区5のうち岡山学区を除いた区域と、投票区6、7を統合し、投票所の地元である第13区自治会の宇津呂町を加え、八幡コミュニティセンターを投票所とします。
- 投票区5については、従来の投票区27、28、29を統合し、駐車場やバリアフリー対応を考え、島コミュニティセンターを投票所とします。
- 投票区6については、従来の投票区30の区域とし、離島であることから従来どおり、沖島コミュニティセンターを投票所とします。
- 投票区7については、従来の投票区33の区域とし、集落が離れていることから、従来どおり、大中町公民館を投票所とします。
- 投票区8については、従来の投票区24、25を統合し、投票区20のうち岡山学区の田中江町自治会と、投票区26のうち大房町自治会を加え、駐車場や投票所としての広さを考え、新たに岡山ふれあいセンターを投票所とします。
- 投票区9については、従来の投票区5のうち岡山学区である小船木町自治会、新栄町自治会と投票区35のうち小舟木エコ村自治会を統合し、新たに岡山土地改良区を投票所とします。

- 投票区 10 については、従来の投票区 26 から大房町を除いた区域とし、投票所は、従来の船木自治ハウスとします。
- 投票区 11 については、従来の投票区 9 の区域とし、引き続きヴォーリズ学園金田東保育園を投票所とします。
- 投票区 12 については、従来の投票区 10 からライオンズ自治会を除いた区域と、投票区 36 を統合し、サン・ビレッジ近江八幡を投票所とします。
- 投票区 13 については、従来の投票区 11 の区域とし、引き続き金田コミュニティセンターを投票所とします。
- 投票区 14 については、従来の投票区 12 の区域とし、引き続きつながりハウス篠田の里を投票所とします。
- 投票区 15 については、従来の投票区 16 の区域とし、引き続き若宮町会議所を投票所とします。
- 投票区 16 については、従来の投票区 17 のうち池田本町自治会、池田本町虹の町自治会、森尻町自治会、赤尾町自治会、河原町自治会と投票区 18 のうち池田本町住吉自治会と投票区 19 の区域を統合し、駐車場やバリアフリー対応を考え、新たな桐原コミュニティセンターを投票所とします。
- 投票区 17 については、従来の投票区 18 から JRびわこ線より南側の池田本町住吉自治会、安養寺町自治会、篠原町自治会を除き、引き続き上野町自治会館を投票所とします。
- 投票区 18 については、従来の投票区 17 のうち東町自治会、中小森町自治会、中小森町新中小森町自治会、大森町自治会と投票区 35 のうち中小森町北中小森町自治会の区域を統合し、駐車場やバリアフリー対応を考え、新たに市民共生センターを投票所とします。
- 投票区 19 については、従来の投票区 34 のうち、堀上町自治会、白鳥町自治会と、投票区 35 のうち堀上町五月自治会、八木町自治会、八木町桜ヶ丘自治会の区域を統合し、駐車場や投票所としての広さを考え、市立桐原東小学校を投票所とします。
- 投票区 20 については、従来の投票区 18 のうち JRびわこ線より南側で、日野川より西側の安養寺町自治会、篠原町自治会を区域とし、新たに篠原町自治会館を投票所とします。
- 投票区 21 については、従来の投票区 34 のうち JRびわこ線より西側の日吉野町自治会、日吉野町東自治会、日吉野町幸橋自治会に、ライオンズ自治会を加えた区域とし、駐車場やバリアフリー対応を考え、新たに近江八幡勤労者福祉センターを投票所とします。
- 投票区 22 については、従来の投票区 13 の区域とし、引き続き倉橋部町集会所を投票所とします。

- 投票区 2 3 については、従来の投票区 1 4、1 5 を統合し、駐車場等を考慮し、馬淵コミュニティセンターを投票所とします。
- 投票区 2 4 については、従来の投票区 2 0 のうち北里学区の江頭町自治会と投票区 2 1 のうち丸の内町自治会を除いた区域を統合し、駐車場やバリアフリー対応を考え、北里ふれあいホールを投票所とします。
- 投票区 2 5 については、従来の投票区 2 1 から丸の内町自治会を独立させ、県道 2 号線を渡らなくても良いように、新たに地元の丸の内町自治会館を投票所とします。
- 投票区 2 6 については、従来の投票区 2 2、2 3 を統合し、野村町集落センターを投票所とします。
- 投票区 2 7 については、従来の投票区 3 1 の区域とし、引き続き武佐コミュニティセンターを投票所とします。
- 投票区 2 8 については、従来の投票区 3 2 の区域とし、引き続き八幡東子どもセンターを投票所とします。
- 投票区 2 9 については、従来の投票区 3 7 から J R びわこ線より南側の四ノ坪自治会と八陣自治会を除き、県道 2 号線より南側の十七自治会を加え、駐車場やバリアフリー対応を考え、新たに安土コミュニティセンターを投票所とします。
- 投票区 3 0 については、従来の投票区 3 8 のうち十七自治会を除いた区域と、投票区 3 9 を統合し、駐車場や投票所としての広さを考え、新たに安土やすらぎホールを投票所とします。
- 投票区 3 1 については、従来の投票区 4 1、4 5 を統合し、J R びわこ線より南側の四ノ坪自治会と八陣自治会を加え、駐車場やバリアフリー対応を考え、新たに安土町総合支所を投票所とします。
- 投票区 3 2 については、従来の投票区 4 0 の区域とし、引き続き宮津自治会館を投票所とします。
- 投票区 3 3 については、従来の投票区 4 2、4 4 を統合し、駐車場やバリアフリー対応を考え、老蘇コミュニティセンターを投票所とします。
- 投票区 3 4 については、従来の投票区 4 3 の区域とし、引き続き楽座会館を投票所とします。

5 おわりに

当検討委員会では、平成25年11月に設置されてから、途中、間が空きましたが、検討委員会において案を作成し、パブリックコメントにおいて、市民からの意見募集も行い、計4回にわたり投票区と投票所のあり方について、市全体的な立場から検討を重ねてきました。

今日の少子高齢化と、人口減少社会の到来、更なる地方分権の推進とともに一層の行政改革が進められ、現在の投票区の現状、有権者数や投票所の位置や施設等の実状を踏まえ、投票区の見直しを図ろうとするものであります。

特に、投票区に設けられる投票所については、公共の施設を中心とし、施設の広さ、駐車場やバリアフリー対応の投票所を検討してまいりました。各投票区における人口の密度や面積、道路や鉄道、河川等の地理的な状況により、利便性などに多少の差異が生じるのはやむを得ないものと考えます。現状の車社会を考慮して、駐車場が設けられていること、ますます高齢化社会が進む中で、投票所施設がバリアフリー対応であることや、土足のまま投票できる施設であることなどの事項について、配慮をお願いするものであります。

選挙における投票は、本来選挙人の意識に係わる部分が大きく、有権者の自覚に委ねるしかありませんが、その意味では日常的に取り組まれている地道な啓発活動の推進とともに、今回の投票区の再編について、市民の理解と協力を求めることが望まれます。このことから貴委員会におかれましては、投票区や投票所が変わることへの市民への周知期間を十分に確保し実施に向けての周到な準備を進められるとともに、提出された意見に関して今一度さまざまな角度から検討され、本答申の内容が適切に実施されるよう希望いたします。

近江八幡市投票区再編(案)

資料1

学区	投票区	地図表記	現行		
			区域(主な自治会等)	投票所	(参考)有権者数
八幡学区	1	×	第1区自治会、第2区自治会、第3区自治会、第16区自治会の一部、第18区自治会、第20区自治会	第三区自治会館	1,730
	2	●	第15区自治会	八幡子どもセンター	531
	3	●	第14区自治会、近江八幡駅前自治会(JR線北側)、鷹飼北連絡会	近江八幡市役所	4,738
	4	▽	第12区自治会、第13区自治会、第19区自治会	中村町公民館	3,692
	5	×	第10区自治会、第11区自治会、小船木町自治会、新栄町自治会	西元町会議所	1,001
	6	×	第8区自治会、第9区自治会	第9区自治会館	640
	7	●	第4区自治会、第6区自治会、第7区自治会	八幡コミュニティセンター	818
	8	×	第2区自治会の一部、第5区自治会、第16区自治会、第17区自治会	第5区自治会館	1,717
			8 箇所	学区計	14,867

新番号	地図表記	再編案			
		区域(主な自治会等)	候補施設	(参考)有権者数	
①	●	第1区自治会、第2区自治会、第3区自治会、第15区自治会、第16区自治会、第17区自治会、第18区自治会、第20区自治会	近江八幡市民アリーナ	3,700	
②	●	第14区自治会、鷹飼北連絡会、近江八幡駅前自治会(JR線北側)	近江八幡市役所	4,738	
③	●	第12区自治会、第13区自治会(宇津呂町除く)、第19区自治会	近江八幡市総合福祉センター(ひまわり館)	3,618	
④	●	第4区自治会、第5区自治会、第6区自治会、第7区自治会、第8区自治会、第9区自治会、第10区自治会、第11区自治会、第13区自治会(宇津呂町)	八幡コミュニティセンター	2,351	
			4 箇所	学区計	14,407

学区	投票区	地図表記	現行		
			区域(主な自治会等)	投票所	(参考)有権者数
島学区	27	×	円山町自治会、白王町自治会	草の根ハウスまるやま	427
	28	●	島町自治会、北津田町自治会、よし笛自治会	島コミュニティセンター	547
	29	×	中之庄町自治会、長命寺町自治会、沖島町の一部	中之庄町自治会館	310
	30	●	沖島町自治会	沖島コミュニティセンター	279
	33	●	大中町自治会	大中町公民館	261
			5 箇所	学区計	1,824

新番号	地図表記	再編案			
		区域(主な自治会等)	候補施設	(参考)有権者数	
⑤	●	円山町自治会、白王町自治会、島町自治会、北津田町自治会、よし笛自治会、中之庄町自治会、長命寺町自治会、沖島町の一部	島コミュニティセンター	1,284	
⑥	●	沖島町自治会	沖島コミュニティセンター	279	
⑦	●	大中町自治会	大中町公民館	261	
			3 箇所	学区計	1,824

学区	投票区	地図表記	現行		
			区域(主な自治会等)	投票所	(参考)有権者数
岡山学区	24	×	牧町自治会、元水茎町自治会	牧町公民館	699
	25	×	加茂町自治会	加茂自治会館	1,020
	26	×	大房町自治会、船木町自治会、山の手自治会、南津田町自治会	船木自治ハウス	1,475
			3 箇所	学区計	3,194

新番号	地図表記	再編案			
		区域(主な自治会等)	候補施設	(参考)有権者数	
⑧	●	加茂町自治会、田中江町自治会、牧町自治会、元水茎町自治会、大房町自治会	岡山ふれあいセンター	2,268	
⑨	●	小船木町自治会、小船木エコ村自治会、新栄町自治会	岡山土地改良区	1,220	
⑩	●	船木町自治会、山の手自治会、南津田町自治会	船木自治ハウス	1,267	
			3 箇所	学区計	4,755

近江八幡市投票区再編(案)

資料1

学区	投票区	地図表記	現行		
			区域(主な自治会等)	投票所	(参考)有権者数
金田学区	9	●	長田町自治会の一部、西庄町自治会、黒橋自治会、浅小井町自治会	ヴォーリズ学園金田東保育園	1,605
	10	●	近江八幡駅前自治会(JR線南側)、鷹飼団地自治会、県営住宅あゆみ会、ライオンズ自治会、ベルヴィタウン鷹飼自治会、南本郷町自治会	サン・ビレッジ近江八幡	2,505
	11	●	鷹飼町自治会、西本郷町自治会、金剛寺町自治会、杉森町自治会、長田町自治会、金田町自治会、鷹飼団地自治会の一部(西本郷町東)	金田コミュニティセンター	2,559
	12	●	上田町自治会、西上田自治会	つながりハウス篠田の里	1,514
	36	×	若葉町自治会	若葉町自治会館	1,223
			5 箇所	学区計	9,406

新番号	地図表記	再編案		
		区域(主な自治会等)	候補施設	(参考)有権者数
⑪	●	長田町自治会の一部、西庄町自治会、黒橋自治会、浅小井町自治会	ヴォーリズ学園金田東保育園	1,605
⑫	●	近江八幡駅前自治会(JR線南側)、鷹飼団地自治会、県営住宅あゆみ会、ベルヴィタウン鷹飼自治会、南本郷町自治会、若葉町自治会	サン・ビレッジ近江八幡	3,335
⑬	●	鷹飼町自治会、西本郷町自治会、金剛寺町自治会、杉森町自治会、長田町自治会、金田町自治会、鷹飼団地自治会の一部(西本郷町東)	金田コミュニティセンター	2,559
⑭	●	上田町自治会、西上田自治会	つながりハウス篠田の里	1,514
		4 箇所	学区計	9,013

学区	投票区	地図表記	現行		
			区域(主な自治会等)	投票所	(参考)有権者数
桐原学区	16	●	竹町自治会、若宮町自治会	若宮町会議所	953
	17	▼	東町自治会、池田本町自治会、池田本町虹の町自治会、森尻町自治会、中小森町自治会、中小森町新中小森自治会、赤尾町自治会、大森町自治会、川原町自治会	桐原コミュニティセンター	3,268
	18	●	池田本町住吉自治会、安養寺町自治会、安養寺町下ノ水所自治会、上野町自治会、古川町新古川自治会、古川町光が丘自治会、篠原町自治会	上野町自治会館	3,145
	19	×	古川町自治会、益田町自治会、柳町自治会、緑町自治会	市立八幡西中学校	1,373
	34	×	堀上町自治会、白鳥町自治会、日吉野町自治会、日吉野町東自治会、日吉野町幸福自治会	堀上町公民館	2,901
	35	●	小舟木エコ村自治会、中小森町北中小森自治会、堀上町五月自治会、八木町自治会、八木町桜ヶ丘自治会	市立桐原東小学校	3,546
			6 箇所	学区計	15,186

新番号	地図表記	再編案		
		区域(主な自治会等)	候補施設	(参考)有権者数
⑮	●	竹町自治会、若宮町自治会	若宮町会議所	953
⑯	●	池田本町自治会、池田本町住吉自治会、池田本町虹の町自治会、古川町自治会、益田町自治会、森尻町自治会、赤尾町自治会、柳町自治会、緑町自治会、川原町自治会	桐原コミュニティセンター	2,782
⑰	●	安養寺町下ノ水所自治会、上野町自治会、古川町新古川自治会、古川町光が丘自治会	上野町自治会館	1,737
⑱	●	東町自治会、中小森町自治会、中小森町新中小森自治会、中小森町北中小森自治会、大森町自治会	市民共生センター	2,936
⑲	●	堀上町自治会、堀上町五月自治会、白鳥町自治会、八木町自治会、八木町桜ヶ丘自治会	市立桐原東小学校	3,631
⑳	●	安養寺町自治会、篠原町自治会	篠原町自治会館	1,275
㉑	●	ライオンズ自治会、日吉野町自治会、日吉野町東自治会、日吉野町幸福自治会	近江八幡市勤労者福祉センター(アクティ近江八幡)	1,505
		7 箇所	学区計	14,819

学区	投票区	地図表記	現行		
			区域(主な自治会等)	投票所	(参考)有権者数
馬淵学区	13	●	倉橋部町自治会、浄土寺町自治会、上畑町自治会、新巻町自治会	倉橋部町集会所	348
	14	●	馬淵町自治会、七津屋自治会、新在家自治会、南新在家自治会、東横関町自治会、千僧供町自治会の一部、東川町自治会	馬淵コミュニティセンター	1,541
	15	×	岩倉町自治会、岩倉団地自治会、千僧供町自治会、長福寺町自治会	岩倉町会議所	969
			3 箇所	学区計	2,858

新番号	地図表記	再編案		
		区域(主な自治会等)	候補施設	(参考)有権者数
⑳	●	倉橋部町自治会、浄土寺町自治会、上畑町自治会、新巻町自治会	倉橋部町集会所	348
㉑	●	馬淵町自治会、七津屋自治会、新在家自治会、南新在家自治会、岩倉町自治会、岩倉団地自治会、東横関町自治会、千僧供町自治会、東川町自治会、長福寺町自治会	馬淵コミュニティセンター	2,510
		2 箇所	学区計	2,858

近江八幡市投票区再編(案)

資料1

学区	投票区	地図表記	現行		
			区域(主な自治会等)	投票所	(参考)有権者数
北里学区	20	×	田中江町自治会、江頭町自治会	江頭町会議所	1,301
	21	●	十王町自治会、小田町自治会、丸の内町自治会	北里ふれあいホール	2,500
	22	●	野村町自治会、水茎町自治会	野村町集落センター	944
	23	×	佐波江町自治会、野村町自治会の一部	佐波江町公民館	194
			4 箇所	学区計	4,939

新番号	地図表記	再編案			
		区域(主な自治会等)	候補施設	(参考)有権者数	
②4	●	江頭町自治会、十王町自治会、小田町自治会	北里ふれあいホール	2,310	
②5	●	丸の内町自治会	丸の内町自治会館	1,150	
②6	●	野村町自治会、水茎町自治会、佐波江町自治会	野村町集落センター	1,138	
			3 箇所	学区計	4,598

学区	投票区	地図表記	現行		
			区域(主な自治会等)	投票所	(参考)有権者数
武佐学区	31	●	武佐町自治会、長光寺町自治会、西宿町自治会、野田町自治会、御所内町自治会、友定町自治会、西生来町自治会	武佐コミュニティセンター	1,633
	32	●	末広町1丁目自治会、末広町2丁目自治会、末広町3丁目自治会、末広町4丁目自治会、末広町5丁目自治会、末広町6丁目自治会、末広町7丁目自治会、末広町8丁目自治会、末広町9丁目自治会、末広町10丁目自治会	八幡東子どもセンター	1,686
			2 箇所	学区計	3,319

新番号	地図表記	再編案			
		区域(主な自治会等)	候補施設	(参考)有権者数	
②7	●	武佐町自治会、長光寺町自治会、西宿町自治会、野田町自治会、御所内町自治会、友定町自治会、西生来町自治会	武佐コミュニティセンター	1,633	
②8	●	末広町1丁目自治会、末広町2丁目自治会、末広町3丁目自治会、末広町4丁目自治会、末広町5丁目自治会、末広町6丁目自治会、末広町7丁目自治会、末広町8丁目自治会、末広町9丁目自治会、末広町10丁目自治会	八幡東子どもセンター	1,686	
			2 箇所	学区計	3,319

学区	投票区	地図表記	現行		
			区域(主な自治会等)	投票所	(参考)有権者数
安土学区	37	▽	常楽寺区、香庄区、慈恩寺区、安土ニュータウン自治会、四ノ坪自治会、八陣自治会、グリーンタウン安土自治会、常ノ浜自治会、ベルヴィタウン安土自治会	常楽寺老人憩の家	2,211
	38	×	下豊浦区、十七自治会、大船戸自治会、江ノ島自治会、弁天自治会、エスエスタウン下豊浦自治会	下豊浦草の根区民会館	1,943
	39	×	北原区、芦刈区、芦刈新町自治会、大中区	芦刈会館	428
	40	●	桑実寺区、宮津区、衣笠台自治会	宮津自治会館	943
	41	×	上出区、上出東自治会、中屋区	中屋集会所	412
	45	×	小中区、上豊浦区、加賀自治会、上十六自治会、高田自治会、西行団地自治会	上豊浦あったかハウス	1,892
			6 箇所	学区計	7,829

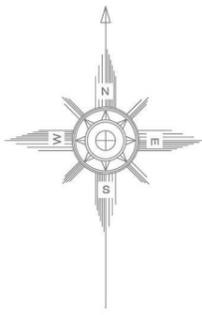
新番号	地図表記	再編案			
		区域(主な自治会等)	候補施設	(参考)有権者数	
②9	●	常楽寺区、香庄区、慈恩寺区、安土ニュータウン自治会、グリーンタウン安土自治会、常ノ浜自治会、ベルヴィタウン安土自治会、十七自治会	安土コミュニティセンター	2,380	
③0	●	下豊浦区、北原区、芦刈区、芦刈新町自治会、大中区、大船戸自治会、江ノ島自治会、弁天自治会、エスエスタウン下豊浦自治会	安土やすらぎホール(西の湖ステーション)	2,033	
③1	●	上出区、上出東自治会、中屋区、小中区、上豊浦区、四ノ坪自治会、八陣自治会、加賀自治会、上十六自治会、高田自治会、西行団地自治会	安土町総合支所	2,473	
③2	●	桑実寺区、宮津区、衣笠台自治会	宮津自治会館	943	
			4 箇所	学区計	7,829

学区	投票区	地図表記	現行		
			区域(主な自治会等)	投票所	(参考)有権者数
老蘇学区	42	●	東老蘇区、西老蘇区、老蘇台自治会、老蘇団地自治会、老蘇ニュータウン自治会、西老蘇新興宅地	老蘇コミュニティセンター	1,499
	43	●	石寺区	楽座会館	348
	44	×	内野区	内野会議所	408
			3 箇所	学区計	2,255

新番号	地図表記	再編案			
		区域(主な自治会等)	候補施設	(参考)有権者数	
③3	●	東老蘇区、西老蘇区、老蘇台自治会、老蘇団地自治会、老蘇ニュータウン自治会、西老蘇新興宅地、内野区	老蘇コミュニティセンター	1,907	
③4	●	石寺区	楽座会館	348	
			2 箇所	学区計	2,255

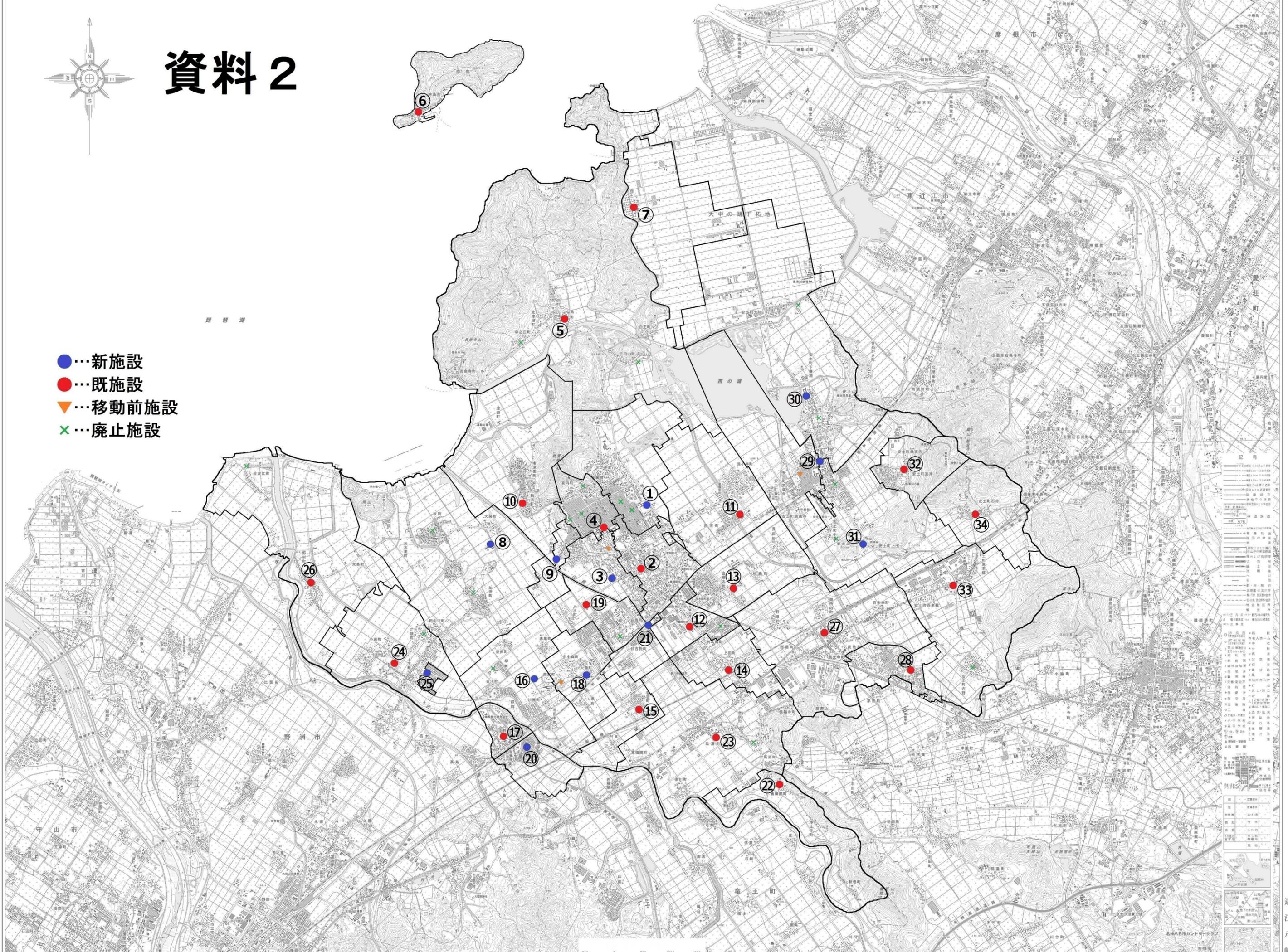
		市全域合計	45 箇所	65,677
--	--	-------	-------	--------

		市全域合計	34 箇所	65,677
--	--	-------	-------	--------



資料 2

- ...新施設
- ...既施設
- ▼...移動前施設
- ×...廃止施設



記号

○	新施設
●	既施設
▼	移動前施設
×	廃止施設

0 100m

近江八幡

協議等経過

第1回協議会開催

平成25年11月28日（木）近江八幡市総合福祉センター2階 研修室
委員長・副委員長の選出、現在の投票区・投票所の状況、
投票区再編の基本的な方針、投票区の設置基準(案)の承認

第2回協議会開催

平成26年1月28日（火）近江八幡市役所4階 第1委員会室
投票区の設置基準の確認、設置基準に基づく再編検討資料の提示、
再編に向けて協議・検討

第3回協議会開催

平成27年11月24日（火）近江八幡市役所4階 第1委員会室
投票区の再編案（前回提示案からの変更案）について承認
パブリックコメントの実施及び時期等について承認

パブリックコメントの実施

平成28年1月19日（火）から平成28年2月16日（火）

- ・近江八幡市ホームページ
- ・市役所情報公開コーナー、総合支所情報公開コーナー
- ・各学区コミュニティセンター
- ・近江八幡市選挙管理委員会事務局

意見 25名 61件

第4回協議会開催

平成28年3月9日（水）近江八幡市役所南別館2階 教育委員会会議室
パブリックコメントの結果報告
パブリックコメントを受けて投票区の再編見直し案協議・承認

近江八幡市投票区再編検討委員会委員名簿

委員長	真山 達志	同志社大学副学長
副委員長	安倍 貞嗣	近江八幡市明るい選挙推進協議会
委員	田邊 靖博	近江八幡市連合自治会
委員	岡野 時男	近江八幡市まちづくり協議会連絡会
委員	乾 俊晴	近江八幡市社会福祉協議会
委員	尾賀 康裕	近江八幡商工会議所
委員	川島 学	近江八幡青年会議所
委員	木村 陽子	近江八幡市選挙管理委員会補充員 (平成 26 年 7 月まで)